**協 定 書**

大阪府（以下「甲」という。）、一般社団法人日本自動車販売協会連合会大阪府支部（以下「乙」という。）、一般財団法人大阪府みどり公社（以下「丙」という。）は、相互の連携により、地球温暖化防止対策の推進、脱炭素社会の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

1. （目的）

本協定は、三者連携のもと、地球温暖化防止対策の推進と脱炭素社会の実現に向けた普及啓発の実施を目的とする。

1. （連携事項）

甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

（１）自動車流通業界の従事者等を対象とした脱炭素コミュニケーターの養成・認定に関すること。

（２）府民等を対象とした乗車体験会の開催に関すること。

（３）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

２　前項の詳細については、別途、実施要綱により定める。

1. （協定内容の変更）

　甲、乙又は丙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、三者協議の上、必要な変更を行う。

1. （守秘義務）

甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

1. （個人情報の取扱）

乙及び丙は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年大阪府条例第60号）その他法令に定めるもののほか、この協定による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1. （有効期間）

本協定の有効期間は、協定締結の日から令和８年３月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の１ケ月前までに甲、乙及び丙から書面による申出がない時は、当該期間満了の日の翌日から起算して１年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

1. （疑義等の決定）

本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、三者が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和７年２月21日

甲　　大阪府大阪市中央区大手前２丁目

大阪府

代表者　　大阪府知事　　吉村　洋文

乙　　大阪府寝屋川市高宮栄町13番１号

一般社団法人日本自動車販売協会連合会大阪府支部

代表者　　支部長　　久保　尚平

丙　　大阪府大阪市中央区南本町２丁目１番８号 創建本町ビル５階

一般財団法人大阪府みどり公社

代表者　　理事長　　南部　和人